



④退院時共同指導料

- ◎ 退院時共同指導料 1
 - 1. 在宅療養支援診療所の場合 1, 500点/入院中1回
 - 2. 1 以外の場合 900点/入院中1回
- ◎ 退院時共同指導料 2 400点/入院中1回

・入院中の患者について、退院後の在宅療養を担う保険医もしくは保険医の指示を受けた看護師等^{*}、薬剤師、管理栄養士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、社会福祉士が、患者の同意を得て、退院後の在宅での療養指導等を、入院中の保険医又は看護師等^{*}、薬剤師、管理栄養士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、社会福祉士と共同して指導を行い、文書により情報提供した場合。

【2020年改訂による変更点】（退院時共同指導料1、退院時共同指導料2）

・情報通信機器を用いた退院時共同指導の場合でも算定可能（原則は対面で行なう）

⑤多機関共同指導加算

- ◎ 多機関共同指導加算 2,000点（退院時共同指導料2に対する加算）

・入院中の保険医療機関の保険医又は看護師等^{*}が、以下の職種うちいずれか3者以上と共同して指導を行った場合。

- ◆ 在宅療養担当医療機関の保険医若しくは看護師等^{*}
- ◆ 保険医である歯科医師若しくはその指示を受けた歯科衛生士
- ◆ 保険薬局の保険薬剤師
- ◆ 訪問看護ステーションの看護師等^{*}（准看護師を除く）
- ◆ 理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士
- ◆ 介護支援専門員又は相談支援専門員

※看護師等とは…上記④⑤において保健師、助産師、看護師、准看護師を指す





⑤通院時情報連携加算

利用者が病院又は診療所において医師の診察を受けるときに介護支援専門員が同席し、医師等に対して当該利用者の心身の状況や生活環境等の当該利用者に係る必要な情報の提供を行うと共に、医師等から当該利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合。

◎通院時情報連携加算

50単位／月（1回まで）

【総 論】

当該加算は、利用者が医師の診察を受ける際に同席し、医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画等に記録した場合に、算定を行うものである。

なお、同席にあたっては、利用者の同意を得た上で、医師等と連携を行うこと。

【連携における留意事項】

- 通院に同行する際は、情報提供を行う内容や情報提供を受けたい内容等を予め整理する。
- 受診前に連絡票等を活用し、受診日時並びに同席の目的、情報提供の内容や質問事項等を書面にてメールまたは FAX 送信することで、診療時間等の効率化につながり、円滑な連携が図れる。
- 情報提供を受けた内容については、支援経過等に記録し、必要に応じてサービス担当者会議等で情報共有を行う。

◆主治医との必要な連携には【様式4】「医師とケアマネジャーとの連絡票」を活用

(2) 診療報酬



①入退院支援加算

- ◎ 入退院支援加算 1 700点/退院時1回
- ◎ 入退院支援加算 2 190点/退院時1回

【対象者】

- ア 悪性腫瘍、認知症又は誤嚥性肺炎等の急性呼吸器感染症のいずれか
- イ 緊急入院
- ウ 要介護状態であるとの疑いがあるが要介護認定が未申請
- エ 虐待を受けている又はその疑いがある
- オ 生活困窮者
- カ 入院前に比べADLが低下し、退院後の生活様式の再編が必要
- キ 排泄に介助を要する
- ク 同居者の有無に関わらず、必要な養育又は介護を十分に提供できる状況にない
- ケ 退院後に医療処置(胃瘻等の経管栄養法を含む)が必要
- コ 入退院を繰り返している
- サ 入院治療を行っても長期的な低栄養状態になることが見込まれる
- シ 家族に対する介助や介護等を日常的に行っている児童等である
- ス 児童等の家族から、介助や介護等を日常的に受けている
- セ その他患者の状況から判断してアからスまでに準ずると認められる場合

【算定要件】

- ・ 3日以内に退院困難な患者を抽出
- ・ 7日以内に患者・家族と面接
(療養病棟入院基本料等の場合は14日以内、カンファレンス実施)
- ・ 専従1名(看護師又は社会福祉士)
- ・ 退院支援業務等に専従する職員を病棟に配置(2病棟に1名以上)
- ・ 連携する医療機関、介護機関等(25か所以上)の職員と年3回以上の頻度で対面又はリアルタイムでの画像を介したコミュニケーション(ビデオ通話)による面会、情報の共有等を実施
- ・ 介護支援専門員との連携実績(算定対象病床数に0.15を乗じた数)

②診療情報提供料(I)

- ◎ 診療情報提供料(I) 250点/月1回
- ・ 紹介先保険医療機関ごと、居宅介護支援事業所に患者1人につき月1回。

③介護支援等連携指導料

- ◎ 介護支援等連携指導料 400点/回
- ・ 患者の同意を得て、医師又は医師の指示を受けた看護師・社会福祉士等が、介護支援専門員又は相談支援専門員と共同して、退院後のサービスについて説明、指導を行った場合(入院中2回に限る)。